学校だより

大いちょう No.2

令和５年　４月２８日発行
ひたちなか市立津田小学校
TEL　２７４－２０１０

津田小へようこそ集会

春の日差しを浴びて若葉が輝く校庭になりました。新年度になって３週間がたちます。担任の先生や友達とともに学級目標を考えたり、係や当番活動をしたりして学級づくりが進んでいます。４月２０日には「津田小へようこそ集会」が行われました。１年生に会える日を楽しみにしていた上級生と、先生たちの歓迎の拍手に迎えられ、６年生と手をつないだ１年生が花のアーチをくぐりました。上級生にとっても、待ち遠しかった全校児童集会は、代表委員会の初仕事でもありました。１年生は、たくさんの上級生を前にして緊張と期待の表情でしたが、上級生とのゲームが始まると笑顔になりました。２年生が育てた朝顔の種と、休み時間用のボールがプレゼントされた１年生はとても嬉しそうでした。上級生の歌う校歌が明るくのびやかに響き、優しさで包まれた会場には、集会を考え役割を務めた子どもたちの達成感のある表情、参加した子どもたちの楽しそうな笑顔が集いました。「愛情」「結束」という朝顔の花言葉のように、全児童がお互いを思いやり、「つながる友だち」を増やして欲しいと願っています。

子どもたちの安全教育（避難訓練・交通安全教室）

４月は、避難訓練、通学班集会、交通安全教室が実施されました。避難経路や避難場所を知ることや、交通事故から身を守る方法を学んでいます。ひたちなか市交通指導員による交通安全教室では、１年生は、歩道や横断歩道の正しい歩き方。２年生は、車の内輪差の事故から身を守る歩き方。５・６年生は、被害者や加害者とならない安全な自転車の運転を学びました。３、４年生は、交通公園で学習予定です。自分の命は自分で守る大切さを実感できるよう指導をしています。

～ 防災ずきんで頭を守る ～

～ 手をあげて左右確認 ～

「いじめ防止」に向けた学校の取組について

「いじめを『しない、させない、許さない。』」を合言葉に、茨城県では、「茨城県いじめの根絶を目指す条例」が制定されました。（令和２年４月１日施行）この条例は、子どもたちが安心して楽しく学校生活を送れるよう、学校内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを目指して作られました。津田小学校では、国や県、市で示された法や方針を鑑み「津田小学校いじめ防止基本方針」を策定しています。詳細は津田小ホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。

昨年度は、いじめの早期発見のために、子どもたちにより積極的に声をかけ、心の苦しさを感じていること全てを「いじめ」として捉えて対応したことから、認知件数が増えました。令和４年度に本校で対応した「いじめ」は１６１件でした。「いじめを受けた」という相談は、本人から担任への相談や、毎月の生活アンケートの書き込みが多いです。また、家族から学校への連絡や、周りで見た子が「いじめられているのではないか」と心配して担任や保護者へ知らせてわかることもありました。いじめを受けている子の苦痛を取り除くために、いじめを受けた子とその保護者、いじめを行った子とその保護者とともに、話し合い、家庭と連携した指導を継続したことから、昨年度発生したいじめが解消に向かっています。

今年度も「自分がされていやなことをしない」といういじめの抑止につながる道徳教育と、互いを認め合える教育活動を実践し、良好な関係作りに向けて支援を継続します。また、ひたちなか市教育委員会、ひたちなか市教育研究所と連携して、いじめの早期対応・未然防止のための授業づくりに取り組みます。いじめは、いつでもどこでも起こり得るものです。子どもたちの安心・安全な学校生活のために、保護者の皆様、地域の皆様におかれましてもご協力いただきますようお願いいたします。

「いじめ防止」のための津田小学校三つの取組

１　いじめを防ぐために
　（１）　安心して過ごせる学級づくり
　　①　「津田のよい子」を意識した基本的生活習慣づくり
　　②　分かりやすい授業づくり
　（２）　思いやりの心を育てる学習の充実
　　①　縦割り班活動、異年齢集団による交流活動（いじめ防止フォーラム「なかよし集会」実施）
　　②　道徳教育の充実（家庭、地域と連携した内容）

【　相談ポスト　】

２　いじめを発見するために
　（１）　積極的な児童との関わり
　　①　生活アンケート（いじめアンケート）毎月１回実施
　　②　積極的な言葉かけ（小さなサインを見逃さない）
　（２）　相談ポスト設置（保健室前）
　（３）　さくラン相談室（学習用タブレット）

３　いじめに対応するために
　（１）　組織としての指導・支援
　　①　定例会（毎週１回職員集会、毎月１回いじめ・不登校対策委員会）
　　②　いじめ問題対策委員会（重大事態には教育委員会と連携し、必要に応じて関係機関の支援要請）
　　③　心の教室相談員、スクールカウンセラー、スクールロイヤーの活用

お子様の様子で心配なこと、気になることがございましたら、学校、県や市の相談窓口にご相談ください。
資料として別ページに「家庭用いじめ発見チェックリスト」を掲載しました。